

親子二世帯の暮らしを応援します

町内産業の振興及び安全安心な暮らしによる豊かなコミュニティを創造することを目的に、住宅の建築経費に対して補助します。

●補助金交付要綱（以下抜粋）を満たす住宅を新築（購入）する場合

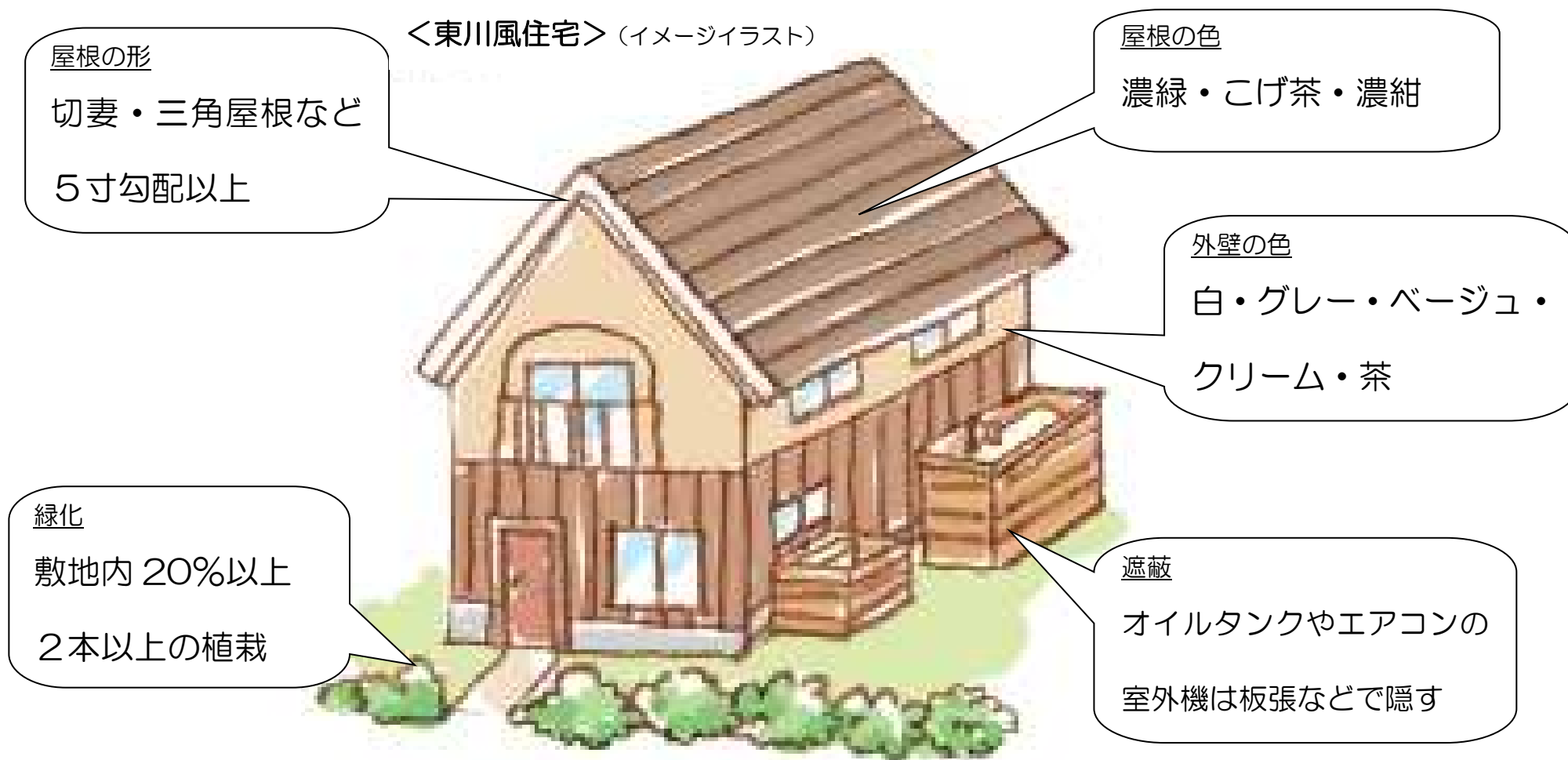
【対象者】 町内に新築または、増改築する者で、要綱に定める要件に該当する者

- ・親または子が町外から転入し、自ら居住用の住宅を建築する者
- ・町内で事業を行う個人若しくは法人の後継者となる者

【条件】

- ・住宅本体の床面積 100 m²以上
- ・東川風住宅設計指針に定める審査基準を満たすこと（景観への配慮）
※詳細は要綱を参照ください

【補助金額】 増改築に係る事業費の 1/2 以内で上限 100 万円の補助
（二世帯住宅を新築する場合は、上限 200 万円）



★様々なケースがありますので、まずはご相談ください。

写真文化首都 北海道「写真の町」東川町
都市建設課建設室
tel 0166-82-2111

この補助制度は、平成29年度限り